令和８年１１月１９日
子ども家庭局こども若者成育課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和８年１２月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

記

１　指定概要

（１）施設概要

ア　名　　称　　北九州市立かぐめよし少年自然の家
イ　所 在 地　　北九州市小倉南区大字頂吉４５１番地の１
ウ　建設年月　　昭和４７年７月
エ　延床面積　　２，３０１．１４㎡
オ　主な施設　　宿泊室×６、研修室×３、体育館、食堂、キャンプ場
カ　事業内容　　施設の管理運営業務、事業の企画提案業務、その他業務

（２）指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

（３）指定管理者候補の概要

ア　名　　称　　玄海グリーン＆アドベンチャー共同企業体
イ　所 在 地　　北九州市小倉北区堺町１丁目６番１５号
ウ　構成団体　　【代表者】太平ビルサービス株式会社北九州支店
【構成員】有限会社カヌースクール九州
エ　構成団体の主な業務内容
（ア）太平ビルサービス株式会社北九州支店
建物の総合管理（清掃、設備、警備、サービス、環境衛生）
（イ）有限会社カヌースクール九州
カヌースクール業務、カヌー指導者養成事業、カヌー用品販売業務、
カヌーイベント受託業務、水辺の安全管理業務、環境教育業務

２　指定の経緯

・　令和８年　８月１８日　　募集要項の配布開始
・　令和８年　８月１８日　　募集説明会、現地視察　※参加希望団体なし
・　令和８年　８月２６日から９月１８日まで　　申請書及び事業計画書の受付
・　令和８年　９月２９日　　指定管理者検討会（ヒアリング）
・　令和８年１０月　　指定管理者候補の決定

（１）応募資格

ア　法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）

イ　本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

ウ　申請意向届出書（共同企業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書）を提出していること。

エ　共同企業体を構成する場合は、競争性を確保したうえで、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低１団体は地元団体とすること。

（２）応募状況

ア　説明会参加　　なし

イ　応 募 件 数　　１団体

・　玄海グリーン＆アドベンチャー共同企業体

３　選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

４　検討会構成員

（１）学識経験者　　花田　道子
（九州共立大学スポーツ学部　講師）

（２）財務・経営に知見を有する者　　小竹　エリナ
（アネーラ税理士法人北九州ひびきの事務所　公認会計士）

（３）有識者（教育関係）　　花田　桂子
（北九州市立上津役小学校　校長）

（４）有識者（子育て支援関係）　　中村　雄美子
（NPO 法人北九州育ちと遊びのエンパワメントネット Bee　代表理事）

（５）有識者（地域団体）　　壹岐尾　小雪
（北九州市子ども会連合会　研修委員）

5　選定基準等

選定基準	選定のポイント
1　指定管理者としての適性	
（1）施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
（2）安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
（3）実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2　管理運営計画の適確性	
【有効性】	
（1）施設の設置目的の達成に向けた取組み	○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ※利用促進を目的としている施設の場合 ○施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。 ※複数の施設を一括して管理する場合 ○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
（2）利用者の満足向上	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
（3）指定管理料及び収入	○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が、最小限に抑えられているか。 ○収入が最大限確保される提案であるか。 ○市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
（4）収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。

選定基準	選定のポイント
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	○施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。 ○利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献	＜社会貢献の視点＞ ○高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。 ○労働環境の向上への取り組みが考えられているか。 ○ＳＤＧｓの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。 ＜地域貢献の視点＞ ○地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。 ○地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。 ○市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗　率	評価レベルの考え方
5	１００％	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	８０％	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	６０％	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	４０％	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	２０％	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	０％	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6　審査結果

（1）評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目）及びポイント	配点	評価レベル						得点
			構成員					検討会審査結果	
			A	B	C	D	E		
玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	1　指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	4	4	4	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	3	4	4	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	5	4	4	4
	2　管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	4	4	4	3	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	4	4	4	4	4	4	8
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	20	4	3	4	4	3	4	16
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	5	4	3	3	3	3	3	3
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	3	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	4	4	5	3	4	8
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	4	4	4	4	4	4	8
	合　計	110	88	82	87	90	73	—	87
	地元団体に対する優遇措置　3点（準市内）								90

（2）検討会における主な意見

ア　玄海グリーン＆アドベンチャー共同企業体

- 実績に基づき施設の目的に沿った理念・方針が策定されている。
- アンケートを取るだけでなく、会議で検討し改善する仕組みがある。
- 地域との連携、学校との共同プログラムなど推進している。
- 運営に必要な人材確保を、見通しをもって行っている。
- 地域での活動が多くみられ、貢献度は高いと思われる。

（3）検討会における検討結果

評価点及び意見を総合的に勘案し、玄海グリーン＆アドベンチャー共同企業体が、指定管理者として相応しいと判断する。

7　選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、玄海グリーン＆アドベンチャー共同企業体を指定管理者候補に選定した。

（１）選定された団体の主な提案内容
別紙「提案概要」のとおり

（３）市における主な選定理由
- 施設の設置目的及び集団・野外活動等の青少年の健全育成に関する施策について理解があるとともに、同施設の管理運営に対して強い意欲が感じられる。
- 豊富な知識・実績を有していることに加え、複数の施設の指定管理を受託していることから、効率的かつ安定的な人員体制を維持できる。
- 職員の人材育成に積極的に取り組んでおり、安心・安全な子どもたちの活動環境を構築することができる。

８　提案額
- 令和　９年度　　８８,２０６千円
- 令和１０年度　　８８,００９千円
- 令和１１年度　　８８,４０８千円
- 令和１２年度　　８８,７４１千円
- 令和１３年度　　８９,１９０千円